**平成２８年（フ）第４６２号**
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目４番27号　クレストＪ塚口403号
債務者　土橋　誠也
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第１６２号**
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1958番地13、前住所奈良市法華寺町325―４　エスポワール一条203号室
債務者　田中　芳典
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第２１４号**
和歌山市堀止西１丁目１番37号
債務者　笹倉　朋子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第２５４号**
和歌山市三葛74番地11
債務者　西尾　瞳美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第２５８号**
和歌山市福島300番地12
債務者　古賀　一三
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０８号**
福島県郡山市田村町徳定字代田41番地の２
債務者　佐藤　洋喜
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第６２４号**
兵庫県三田市下内神525―１　三田高原病院、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉西２丁目８番３―109号
債務者　谷口　龍彦
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１０７号**
山口県下関市稗田中町10番18号
債務者　音村　豊子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２８年（フ）第４４号**
鹿児島県鹿屋市寿８丁目８番10号
債務者　妹尾留美子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２８年（フ）第６６号**
山口県光市大字三輪954番地９　三輪中央住宅29号
債務者　木村　俊広
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第１７０号**
佐賀県神埼市神埼町本堀2616番地７
債務者　島内　　香
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１７６号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田2076番地３　ヨシノスカイＢ―203号
債務者　古里　正太
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１７７号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田2076番地３　ヨシノスカイＢ―203号
債務者　古里恵里奈（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１８４号**
佐賀県鳥栖市本鳥栖町470番地６　コーポスワン201
債務者　脇田　京子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１８号**
神奈川県逗子市久木３丁目７番２号　村松アパート201号室
債務者　東原　章太
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第１５６号**
青森市中央４丁目９番13号
債務者　福井　政美
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第４５号**
青森県五所川原市大字姥萢字船橋153番地１
債務者　藤田　和彦
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係